

国民健康保険

高齢受給者証と

後期高齢者

医療被保険者証の

一斉更新

「国民健康保険高齢受給者証」は70歳以上で国保に加入している方、「後期高齢者医療被保険者証」は75歳以上の方（一定の障がいがあると認定された65歳以上の方を含む）を対象に7月下旬までに送付します。

更新に合わせて、平成28年度の市・都民税の課税所得に準じて、医療機関などで支払う負担割合の見直しを行います。

▽負担割合「3割」の方 市・都民税の課税所得が14.5万円以上の方や同一世帯で同じ健康保険に加入し、負担割合「3割」の70歳以上の方がいる方
※同一世帯の70歳以上の方の人数と収入の合計額が次の場合は、申請により、負担割合が国保の方は「2割」か「1割」、後期高齢者の方は「1割」になる場合があります。

第66回「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

市では、保護司で構成する推進委員会を組織し、のぼり旗の掲出、駅頭での広報活動などを行います。

▽駅頭広報活動

●日時：7月4日（月） 午前7時～8時

●1人の場合：38.3万円未満
●2人以上の場合：52.0万円未満

入院時などの各種認定証の交付

入院や高額な外来診療を受ける際に窓口負担が減額される「限度額適用認定証」などの各種認定証の交付には、申請手続きが必要です。

▽国保に加入の方で、各種認定証をお持ちの方 対象の方には、申請書を7月中旬までに送付します。

▽後期高齢者医療に加入の方で、「後期高齢者医療限度額適用標準負担額認定証」をお持ちの方 対象の方には、7月下旬に送付します。

※保険税が未納の世帯の方は申請できません。
※70歳以上の方は、市・都民税非課税世帯のみ対象です。

▽手続きに必要なもの 申請書、保険証、はんこ、マイナンバーの通知カードかマイナンバーカード、認定証（国保



駅前広報活動

●内容：東秋留駅、秋川駅、武蔵増戸駅、武蔵五日市駅で広報用ポケットティッシュを配布します。

▽問合せ 生活福祉課庶務計画係（直通558・1927）

に加入の方で現在認定証をお持ちの方
▽申請場所 保険年金課、五日市出張所（ただし、五日市出張所は後日郵送での交付となります）

▽問合せ 国民健康保険：保険年金課国保係
●後期高齢者医療制度：保険年金課後期高齢者医療係

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由で保険料を納付することが困難な方は、申請することで「免除」「猶予」される制度があります。

▽保険料免除制度 本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、申請・承認されると保険料が表のとおり免除されます。
▽保険料納付猶予制度 平成28

土地開発公社の解散と清算手続きの終了

あきる野市土地開発公社（以下「公社」）は、市議会の議決および東京都知事の認可を経て、平成28年1月に解散し、5月末をもって所定の清算手続きがすべて終了しましたので、これまでの経過などについてお知らせします。

▽公社の設立経緯と果たしてきた役割 公社は、高度経済成長を背景として地価が高騰する中、公共事業用地を計画的に確保するため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、市の出資により昭和48年7月に設立されました。これまで、市に代わって公共

年度からは50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が全額免除の基準以下の場合には、申請・承認されると保険料の納付を先送りすることができま

※承認は、日本年金機構が前年所得を基に行います。
※免除や先送りした期間の保険料は、10年以内であれば、申し出によりさかのぼって納めること（追納）ができます。

※退職（失業）された方は「特例免除制度」が利用できます。
▽持ち物 年金手帳、はんこ
※退職（失業）による申請の方は雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令（いずれもコピー可）

▽申請・問合せ 青梅年金事務所（☎0428・30・3410）
●保険年金課年金係
●五日市出張所市民総合窓口係（申請のみ）

事業用地の先行取得を行い、事業費の抑制など、市の計画的なまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

▽社会経済情勢の変化と公社の経営 バブル経済の崩壊に伴い、地価の下落等による景気の低迷や税収の落ち込みなど、社会経済状況が大きく変動する中で、公共事業の見直し等により、先行取得用地の保有期間が長期化し、金融機関からの借入金に対する金利負担の増加が公社の経営を圧迫するようになりました。

▽経営健全化の取組 公社の経営健全化を図るため、3次にわたる「経営健全化計画」を策定し、簿価の縮減を計画的に進める一方、一定の役割を終えた公社の解散に向けて、国が創設した「第三セクター

等改革推進債（※1）」（以下「三セク債」）を活用することとしました。

▽公社の解散と清算手続き 公社の解散に当たり、三セク債の活用のほか、国の指導に従い、解散に必要な一連の手続き（別表）を進めた結果、平成28年1月に東京都知事による解散認可を受けました。その後、清算手続きを行い、5月末に残余財産の処分（市への帰属）をもって、公社の解散に係る全ての手続きが終了しました。

▽今後の取組 市では、公社から引き継いだ土地を可能な限り早期に売却し、その収入を三セク債の償還に充てることで、財政負担の軽減を図ります。

▽問合せ 管理課管理係

表 免除対象となる所得の目安（平成28年度）

免除区分 世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付 (3/4免除)	半額納付 (半額免除)	3/4納付 (1/4免除)
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円以下	192万円以下	232万円以下	272万円以下
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円以下	116万円以下	156万円以下	196万円以下
単身世帯	57万円以下	78万円以下	118万円以下	158万円以下

国民年金受給権者所得状況届の提出をお忘れなく

20歳前のけがや病気が原因で障害基礎年金を受けている方には、日本年金機構から「国民年金受給権者所得状況届」が送付されます。また、障がいの程度を確認する必要がある方には「障害状態確認届（診断書）」が送付されますので、医師の診断を受けてください。

※平成28年1月2日以降に転入した方は、1月1日現在に住民登録のあった市区町村で平成28年度分の所得証明書を取得し、添付してください。
※平成28年度から同意書の提出は不要です。

▽提出方法など 7月31日（日）（必着）までに届出書に必要事項を記入し、返信用封筒で郵送するか直接窓口（平日のみ）にお持ちください。
※所得状況届や障害状態確認届

平成28年熊本地震災害義援金へのご協力ありがとうございました

市では、4月18日から6月20日まで、市民の皆さんに平成28年熊本地震災害義援金のご協力をお願いし、その結果、総額671万5781円の義援金をお寄せいただきました。

お預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、熊本県の復興支援のために使われます。ご協力をいただきました。ありがとうございました。

▽問合せ 総務課庶務係（直通558・1329）

別表 解散に必要な一連の手続き

- ・先行取得契約の解除…公社保有土地の買戻履行義務の消滅
- ・代位弁済（※2）…公社に代わり市が金融機関からの借入金残額（17億9千万円）を返済
- ・代物弁済（※3）…公社保有土地（評価額約8億4千万円）による市への代物弁済
- ・債権放棄…公社に対する債権約9億5千万円（代位弁済と代物弁済の差額）の放棄
- ・解散の認可…平成28年1月東京都知事認可
- ・清算手続き…解散の公告、残余財産の整理など

詳細については、今後、市ホームページなどでお知らせします。

- ※1 土地開発公社など第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を推進するために創設された地方債
- ※2 市が公社に代わって、公社の借入金を返済すること
- ※3 市が代位弁済したことに対し、公社が保有土地をもって市に返済すること